

特定生産緑地制度

に関する説明会を開催しました

東久留米市内に生産緑地を所有する方を対象として、都市計画課及び東久留米市農業委員会事務局との共催で、JA東京みらいの協力を受け、次の通り特定生産緑地制度に関する説明会を開催しました。

1 説明会の主な内容

はじめに都市計画課職員が5月に送付した書類の説明、特定生産緑地制度の概要や指定手続の流れ、指定スケジュール等について「東久留米市特定生産緑地指定の手引き」をもとに説明を行った後、JA東京みらいの職員がJA東京みらい管内（東久留米市・東村山市・清瀬市・西東京市）における指定申請手続きの代行などについて説明を行いました。

※上記の手引きは、市ホームページで公開しております。

2 開催日時・会場

日 程	時 間	会 場	来場者数
① 令和元年6月15日（土）	午後3時から	東久留米市役所 7階 701会議室 (東久留米市本町3-3-1)	47人
② 令和元年6月17日（月）			43人
③ 令和元年6月20日（木）		わくわく健康プラザ 2階 集会室1 (東久留米市滝山4-3-14)	19人
④ 令和元年6月22日（土）			13人

3 主な質疑応答の内容

○特定生産緑地の手続きについて

Q 旧法の生産緑地については、手続きをしなくても問題ないか。

A 平成3年以前に指定された旧法の生産緑地については、特定生産緑地制度の対象外となりますので、手続きは必要ありません。

Q 所有する生産緑地の一部のみを特定生産緑地に指定したい場合には、分筆し、境界を確定させなければいけないのか。

A 特定生産緑地への指定は筆単位で行いますので、分筆していただく必要があります。

Q 手引きのP6「特定生産緑地指定申請に係る必要書類一覧」に公図の写しがあるのはなぜか。

A 公図は、その地番の土地の境界などを公的に表す図面なので必要となります。

Q 特定生産緑地に指定してから、10年経過した際の延長の手続きは、指定時と同様か、もしくは、簡素化されるのか。

A 指定時と同様の手続きを予定しております。

○特定生産緑地制度について

Q 特定生産緑地に指定後、主たる農業従事者の死亡や故障が発生した場合であっても、後継者がいれば特定生産緑地として維持できるか。

A 後継者がいる場合は、引き続き特定生産緑地として維持することができます。

Q 特定生産緑地の指定後10年経過した際の延長には、回数制限はあるのか。

A 回数制限はありませんので、要件を満たせば10年毎に延長することができます。

○生産緑地制度全般について

Q 相続により、主たる農業従事者が変更となっても、生産緑地の指定日（告示日）は変わらないか。

A 変わりません。

（例）昭和50年に指定された生産緑地について、平成8年に相続が発生しても、指定日は当初指定された昭和50年のままです。

Q 現在、生産緑地に指定されていない農地を所有しているが、生産緑地に指定できるか。

A 指定要件を満たしていれば指定することができますので、都市計画課へご相談ください。なお、新規に生産緑地に指定された場合には、指定から30年間の営農が義務付けられます。

Q 道連れ解除（手引きP4参照）になった生産緑地について、再指定は可能か。

A 平成30年4月に基準を改正し、再指定が可能となりました。なお、面積等の要件がありますので、都市計画課へご相談ください。ただし、再指定から30年間の営農が義務付けられます。

Q 市街化調整区域内の農地を生産緑地に指定できるか。

A 生産緑地は、市街化区域内の農地を対象としておりますので、市街化調整区域内の農地を生産緑地に指定することはできません。

Q 買取申出後の手順として、他の農業従事者へのあっせんがあるが、生産緑地として維持しながら貸すことはできないか。

A 平成30年9月に施行された「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」等により納税猶予適用中の農地をはじめ、生産緑地（特定生産緑地含む）を貸し出すことが可能となりました。詳しくは農業委員会へご相談ください。

○生産緑地の税金について

Q 固定資産税について、特定生産緑地に指定すれば、これまでの農地課税と変わらないのか。

A 特定生産緑地に指定すれば、これまでの農地課税と変わりません。

○田園住居地域について

Q 具体的にどの地域を田園住居地域に指定するという計画はあるのか。

A 具体的な計画はありません。
今後も引き続き、情報提供を行ってまいります。

